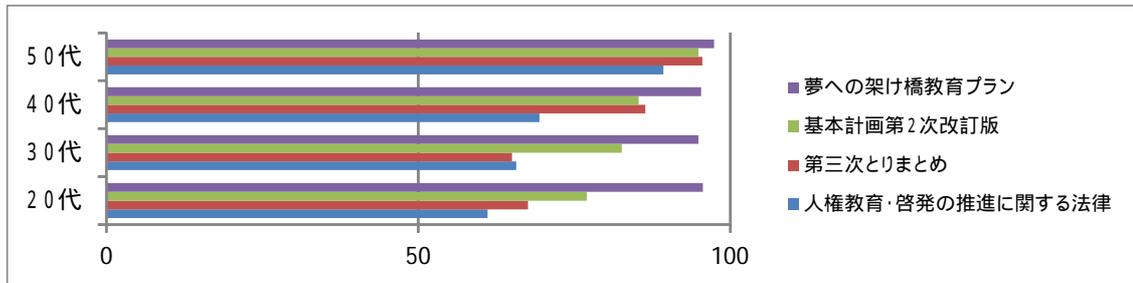


人権教育の推進

すべての教職員が、人権の意義・重要性や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高めることはとても重要なことです。

【平成26年度人権教育の推進に関する教職員アンケート調査結果から】 人権教育の推進に関する法令や計画等の認知状況



【平成26・27年度人権教育推進状況調査結果（管内）】

「関係法令・施策等に関すること」について、校内研修で実施した学校

H26度：小学校 7校、中学校6校、計13校（41%）

H27度：小学校13校、中学校6校、計19校（59%）

人権教育の推進に関する法令や計画等について、年齢が若い教職員なるほど理解が十分でなかったり、校内研修の機会が十分でない傾向が見られます。

そこで、関係法令等について、簡潔にまとめました。ぜひ参照いただきたいと思います。（紙面上、文言を略している箇所があります。）

1 同和対策審議会答申（昭和40年）

同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの基本認識を示したものです。本答申は、同和対策の基礎となっています。

同和問題とは、日本国民の一部が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

部落差別は、多種多様の形態で発現し、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長している。

いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、社会進化に伴い同和問題が解消すると主張することに同意できない。就職と教育の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

2 同和対策事業特別措置法（昭和44年）・地域改善対策特別措置法（昭和57年）

「同対審答申」を受け、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として施行された法律です。これらの施策は、概ねその目的を達成できる状況になり、平成9年をもって終了しました。

「心理的差別」
人々の観念や意識の中に存在し、言語や文字、行為によってあらわされる差別のこと

「実態的差別」
整備の遅れた生活環境、不安定な就労状況、不十分な教育水準等、同和地区の人々の厳しい生活実態にあらわれている差別のこと



この法律により、「実態的差別」については、かなり解消することとなりましたが、「心理的差別」の解消については、依然として、大きな課題として残りました。

3 地域改善対策協議会意見具申（平成8年）

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について、協議会から意見具申が出されました。今後の重点施策の方向の基本的な考え方は以下のとおりです。

同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチして、それぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別の視点からアプローチして、あらゆる差別の解決につなげていく手法があり、この両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。

同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。

この頃、国際社会では

人権教育のための国連10年(平成7年)
知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築していく。



関連規定

- 世界人権宣言
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- 児童の権利に関する条約
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
- ウィーン宣言
- その他、人権関係国際文書



人権教育のための国連10年国内行動計画（平成9年）

人権教育のための国連10年熊本県行動計画（平成11年）

4 人権擁護施策推進法（平成 8 年）

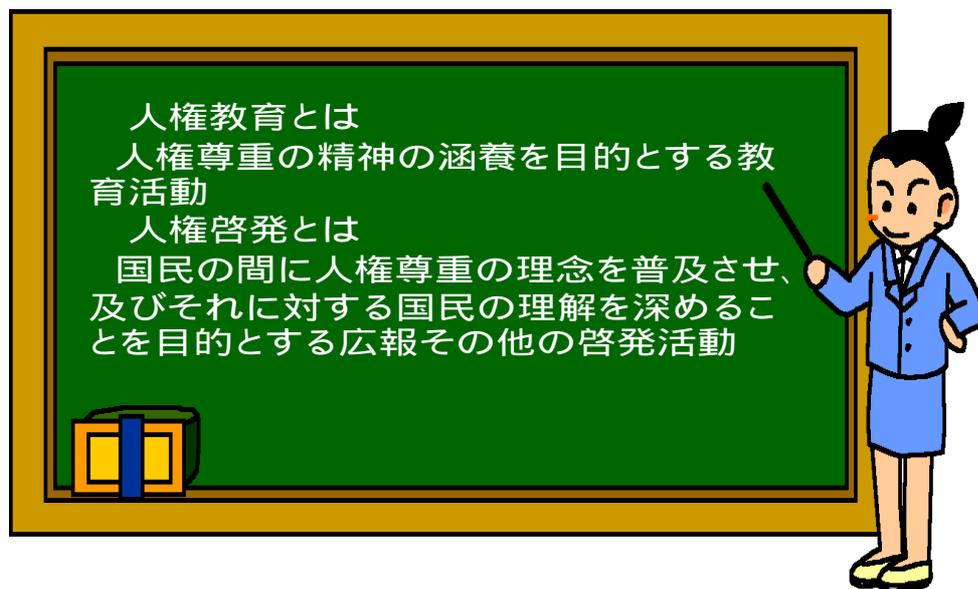
人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした法律です。

国の責務

国は、すべての国民に基本的人権の享有を保護する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 1 2 年）

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、人権の擁護に資することを目的とした法律です。また、第 7 条の規定により、人権教育・啓発に関する基本計画（平成 1 4 年）が策定されています。



基本理念

国及び地方公共団体が行う人権教育・啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

国・地方公共団体の責務

人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

国民の責務

人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

6 熊本県では

法令や国の施策等を踏まえ、以下のような条例や計画を策定しており、一部を紹介します。

熊本県同和教育基本方針（昭和52年）

「本県においても、同和問題の現実をきびしくとらえ、これらの問題を早急に解決することは、行政に課せられた責務であり、県民一人一人の課題であるという認識に立って、同和教育の推進を強力に図りたい。」といった方針です。

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例（平成7年）

同和地区に居住している又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象の発生の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とした条例です。

熊本県人権教育・啓発基本計画（平成16年）

本県においても、これまでの取組の成果や手法を踏まえて、行政、学校、企業・民間団体及び県民一人一人が人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取組を進める必要があり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるために策定された計画です。



人権教育の取組の方向は、以上記載したような法律・条例や計画等、「人権教育の指導方法等の工夫〔第三次とりまとめ〕」及び「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」を踏まえて、策定されています。教職員として、ぜひ読み込んでください。